資料４

# ガス供給業に係る法人事業税の課税方式

| | 経過措置料金<br>（小売規制料金）<br>なし | 経過措置料金<br>（小売規制料金）<br>あり |
|---|---|---|
| 大法人<br>（20万kℓ以上のLNG基地を保有する事業者） | 5社<br>（東京、大阪、北海道、静岡、西部） | 1社<br>（東邦） |
| 上記以外<br>（いわゆるガス中小） | 161社<br>H30改正で一般の事業と同様の課税方式に見直し済 | 6社<br>（京葉、京和、河内長野日本、熱海、南海） |

収入金額課税の対象（12社）

※ 上記は製造・小売部門の分類であり、導管部門は全ての事業者が収入金額課税。

経済産業省令和４年度税制改正要望

**【ガス供給業】** 収入金課税（税率約1.3%）

**法人事業税**
**収入割**
約1.3%
※特別法人事業税を含む

**【一般の事業】** 所得課税（所得割+外形標準課税）

資本金1億円超の事業者

**法人事業税**
**所得割**
約3.6%
※特別法人事業税を含む

**付加価値割**
1.2%

**資本割**
0.5%

資本金1億円以下の事業者

**法人事業税**
**所得割**
約9.6%
※特別法人事業税を含む

**要望内容が実現すれば地方全体で１００億円～１５０億円の減収が発生**
（※上記１２社の製造・小売部門を一般の事業と同様の方式に変更した場合）

# ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度の堅持

○　令和３年度与党税制改正大綱

ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

○　経済産業省令和４年度税制改正要望

令和３年度与党税制改正大綱に基づき、小売全面自由化され2022年（令和４年）に導管部門が法的分離するガス供給業において、他エネルギーとの競合に加え、ガス市場の競争が激しくなる中で、事業者間の「課税の公平性」を回復するべく、全面的に一般の事業と同様の課税方式に見直すことが必要。

## ＜全国知事会・主張＞

○ 導管部門は総括原価方式の規制料金が維持されており、収入金額課税も当然維持すべき
○ 製造・小売部門も収入金額の課税対象は経営基盤が安定した大法人が中心であり、小売自由化の影響は限定的
○ さらに、大法人は大規模なＬＮＧ基地を有し、地元自治体から多大な行政サービスを受益

**◎ こうしたガス供給業を取り巻く状況を踏まえ、今後とも収入金額課税制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。**